

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第 25 回）並びに証券決済制度改革推進会議（第 13 回）合同会議（書面）
2. 日 時	平成 22 年 6 月 25 日（金）
3. 議 案	（審議事項） ○ 「総株主通知等の請求、情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」の一部改正について （報告事項） ○ 国債の決済期間の短縮化に関する検討状況等の報告について
4. 主な内容	（審議事項） 「社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）」が改正され、信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（以下「振替受益権」という。）について、本年 7 月 1 日より、振替法の適用を受けることとなった。 そこで、関係省庁及び関係業界において協議のうえ、振替受益権を、発行会社が総株主通知等を請求する際の「正当な理由」の具体的内容を明確化するために作成された「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」に加えることとし、同指針の一部改正案を作成、本合同会議において、原案どおり了承された。 （報告事項） 国債の決済期間の短縮化については、昨年 9 月に証券決済制度改革推進会議の下に設置した「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「本WG」という。）において検討を行っている。 本年 1 月 21 日に公表された金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」により、市場参加者において、本年 6 月末までを目途に日本国債清算機関の態勢強化、決済期間の短縮、フェイル慣行の確立・普及の各取組の実行期限を明確にした「工程表」の作成・公表が求められた。 これを受け、本WGにおける現時点での検討状況等について、「国債決済期間の短縮に向けた検討状況と今後の作業方針」を取りまとめ、本合同会議に報告を行った。